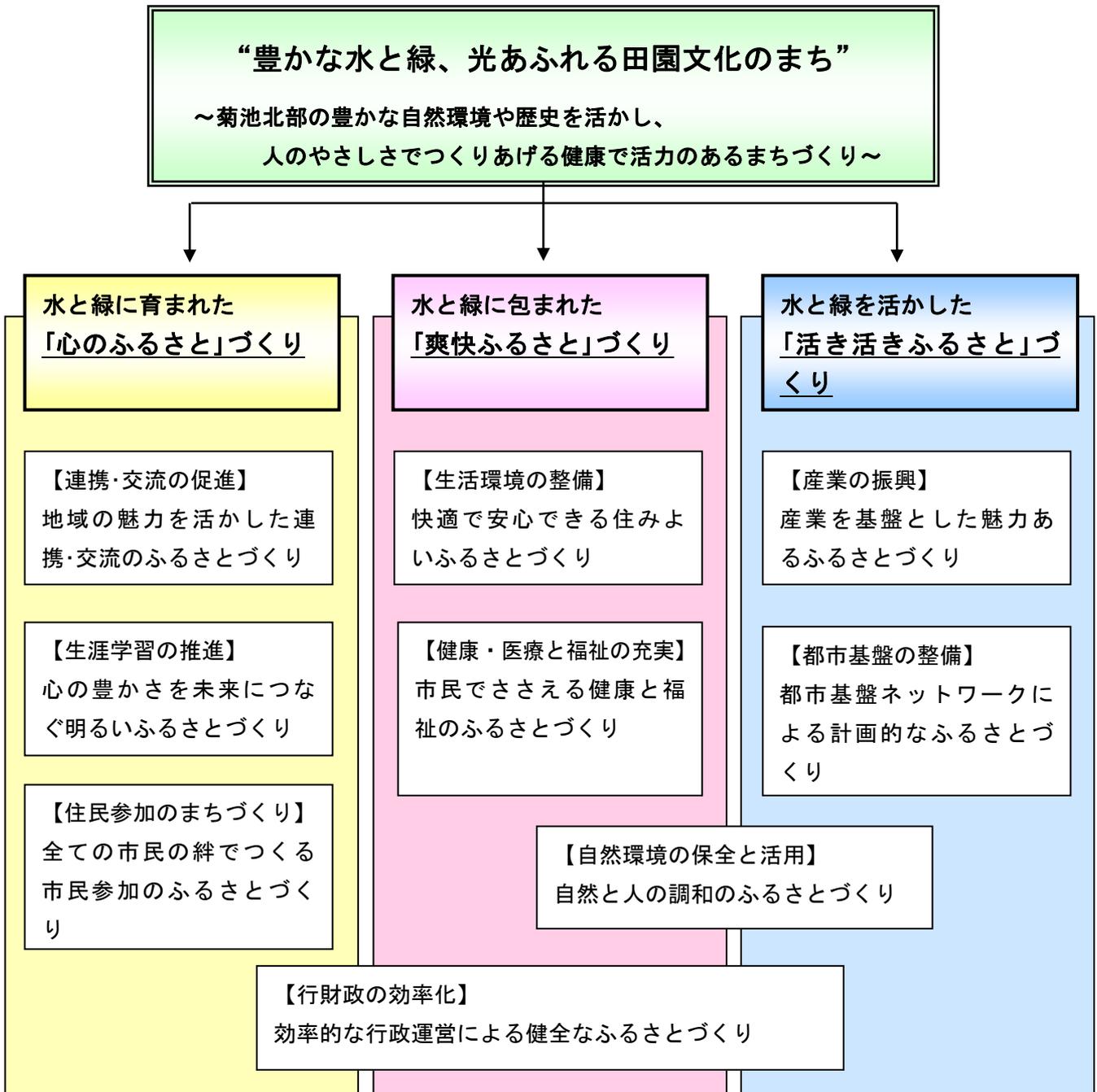


## 第4章 新市の施策

### 1 施策の体系

新市のまちづくりの理念である「豊かな水と緑、光あふれる田園文化のまち」を実現していくために、3つのまちづくりの目標のもとに、以下のような施策の体系を設定しました。

新市においては、設定した主要施策の総合的かつ一体的な施策の展開を行います。



## 2 主要施策

### (1) 連携・交流の促進

#### ア 基本方針

#### 地域の魅力を活かした連携・交流のふるさとづくり

四市町村は、行政面や住民の日常生活において、様々な交流・連携を進めてきましたが、今後、新市となって着実に発展していくためには、新市を構成する各地域間の連携を強化することにより、市民の融和と交流を促進し、新市の一体感を創出する事が重要となります。

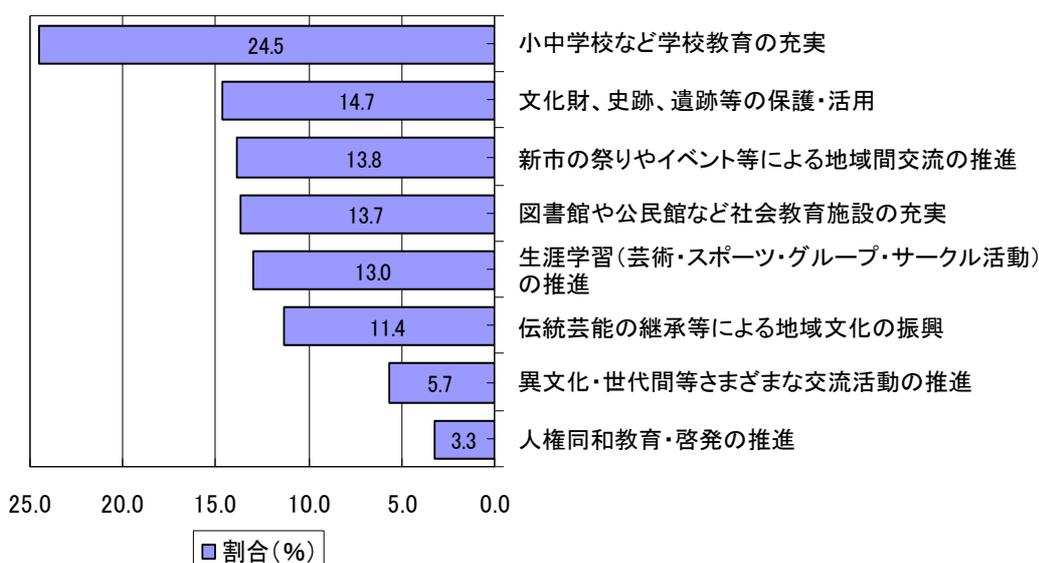
また、市域内外の人々の連携交流を推進するためには、交流の核となる各地域の魅力が必要であり、各地域に点在する様々な有形無形の資源等を活用することにより、各地域が個性ある地域づくりを推進し、魅力ある地域を形成することが必要です。

さらに、住民ニーズの変化や各分野における圏域や対象の拡大等、社会経済情勢における多種多様化やグローバル化に対応するため、様々な文化経済交流を推進します。

なお、住民アンケート調査結果における連携・交流の重点施策は、「文化財、史跡、遺跡等の保護・活用」や「新市の祭りやイベント等による地域間交流の推進」の割合が高い結果となっています。

施策の展開の実施においては、このような住民意向を反映することに努めます。

#### 【住民アンケート調査結果（連携・交流）】



## イ 主要施策

### ◆個性ある地域づくりの促進

#### ●地域文化の振興

- ・ 区及び市民活動団体を対象とし、地区住民が「自ら考え自ら実践する」ふるさとづくりを支援します。
- ・ 菊池地域の歴史・文化及び産業の歴史を展示・保存を行ない、地域文化の再認識と顕彰に努めます。また、市民の作品展示やまちづくりの集会施設を充実させ、交流をとおした活力ある地域づくりを推進します。

#### ●文化財の保護と伝統文化の活用

- ・ 新市に既存する貴重な文化財・文化遺産及び無形民族文化財に代表される伝統文化に市民が親しめるよう、必要な施設の整備を進めるとともに、伝承芸能を保存するための後継者の育成や発表の場を設け活動の活性化に努め、保存・活用を進めます。

### ◆地域間連携の強化

#### ●地域間交流の推進

- ・ 祭りに関する市民検討委員会を設置し、四市町村が行ってきた祭りの合同開催や新市の祭りを検討します。
- ・ グリーンツーリズムを通じた都市と農山村との交流を推進し、農山村地域の活性化を図るとともに、コミュニティづくりの推進及び農山村景観の保全再生に努め、農業体験や自然体験、地域づくり活動を行います。

#### ●広域行政の推進

- ・ 新市においても、電子自治体構築のための新システム開発等、単独での実施が難しいものについては、熊本県や周辺市町村との連携を図っていきます。

### ◆文化・経済交流の推進

#### ●国際交流の推進

- ・ 国際交流を推進するため、海外からのホームステイ者を受け入れるホストファミリーを市民から募集・登録し、外国語講座やホストファミリーのノウハウを学ぶ勉強会を開催するなど受け入れ態勢を整えます。
- ・ 姉妹・友好都市等とのスポーツ交流・文化交流を通して、国際感覚豊かな人材の育成、地域の活性化及び相互の交流による経済の活性化を図ります。

## ●異文化等さまざまな交流活動の推進

- ・ 全国の新市出身者に対して、ふるさと交流会を実施し、新市の情報交換及び特産品の紹介等を行います。
- ・ 姉妹都市や友好都市と市民レベルでの交流を行っている団体を支援し、民間を主体とした経済的・人的な都市間の交流を推進し、市の活性化やまちづくりを担う人材を育成します。

## 【主な事業】

主要施策	主要事業名
地域文化の振興	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ふるさと活性化推進事業</li> <li>・ まちづくり複合施設整備事業</li> </ul>
文化財の保護と伝統文化の活用	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 文化財総合整備事業</li> <li>・ 歴史資料館整備事業</li> <li>・ 埋蔵文化財発掘調査事業</li> <li>・ 伝承文化育成推進事業</li> </ul>
地域間交流の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 新市の祭り検討事業</li> <li>・ グリーンツーリズム推進事業</li> <li>・ 菊池川水系交流環境整備事業</li> </ul>
広域行政の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市町村連携推進事業</li> <li>・ 広域行政事業</li> </ul>
国際交流の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ホストファミリー登録制度事業</li> <li>・ 姉妹・友好都市等国際交流事業</li> </ul>
異文化等さまざまな交流活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ふるさと交流事業</li> <li>・ 市民の国際交流事業</li> </ul>

## (2) 生涯学習の推進

## ア 基本方針

心の豊かさを未来につなぐ明るいふるさとづくり

新市の輝かしい未来の発展には、将来を担う子どもたちの個性豊かな成長が不可欠だと思われま。家庭や学校、地域が協力し合い、地域の特色や資源を教育に活用するなど、将来を担う子どもたちの教育環境を充実し、心豊かな子どもたちを育みます。また、今日における住民ニーズの多様化や余暇時間の増大に対応し、社会教育の充

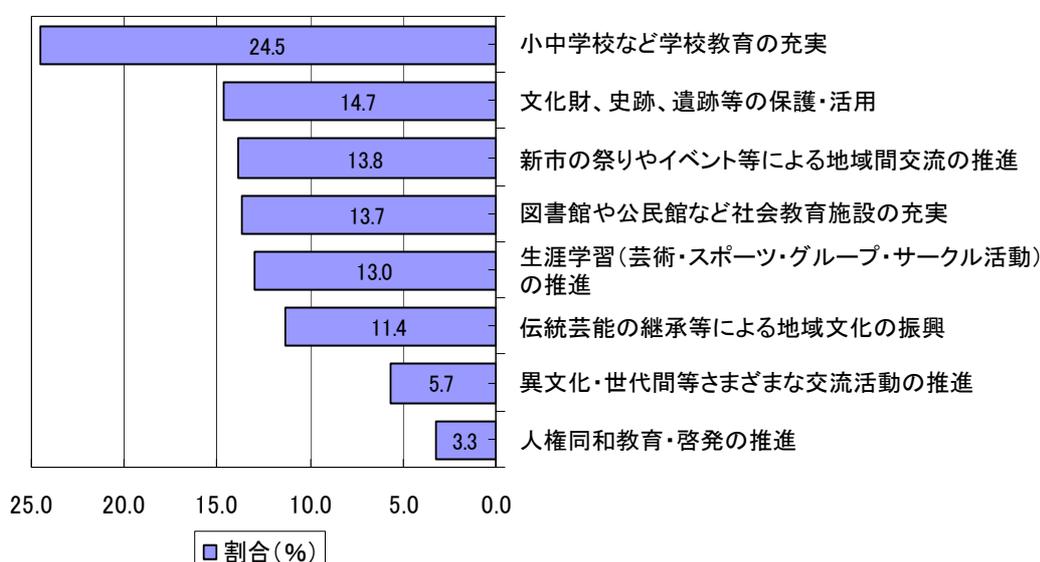
実を図るとともに、市民文化・スポーツを振興することにより、多種多様な学習機会を市民に提供し、生きがいある社会環境の形成に努めます。

さらに、全ての市民の人権を尊重するため、人権教育・啓発活動を展開することにより、人権に対する市民の意識の高揚を図り、明るい地域社会の形成を推進します。

なお、住民アンケート調査結果における生涯学習の重点施策は、「小中学校など学校教育の充実」や「図書館や公民館など社会教育施設の充実」の割合が高い結果となっています。

施策の展開の実施においては、このような住民意向を反映することに努めます。

### 【住民アンケート調査結果（生涯学習）】



## イ 主要施策

### ◆学校教育と社会教育の充実

#### ●学校教育の充実

- ・ 教育の中に、地域の歴史や自然、地域の住民とのふれあいの機会を設け、地域と学校が一体となった取り組みを推進します。
- ・ 中学校における外国語指導の補助及び小学校における外国語会話の補助や地域における国際交流活動への協力、外国語教育教材作成補助、留学支援等を推進します。
- ・ 生徒の問題行動等の要因と考えられる悩み、不安、ストレスを緩和し、生徒が心のゆとりを持てるような環境を提供するため「心の教室」を設置し、相談員を配置します。
- ・ 大学や専門学校等の高等教育機関の誘致を推進します。
- ・ 教職員の専門知識の向上や資質向上を図るため、多種多様な研修を推進します。

- ・ 老朽化した学校教育施設の改修や建て替えを推進します。また、それ以外の施設でも耐震診断を実施し、防災上問題のある施設については対策を行います。
- ・ 高度情報化社会に対応できる児童生徒を育成するため、情報教育環境施設の充実を図ります。

●社会教育の充実

- ・ 地域特性を活かした生涯学習（文化・芸術・スポーツ・自然環境等）を推進します。
- ・ 市民の学習活動を支援する生活・文化の向上を図る生涯学習センター（図書館・中央公民館等の複合施設）の整備を推進します。
- ・ 家庭、学校、地域が連携し青少年の非行や被害を防止し、健全育成に取り組む体制づくり、意識啓発を推進します。

◆市民文化・スポーツの振興

●市民文化の振興

- ・ 市民が中心となって活動している市民文化活動に対して支援を行います。
- ・ 市民への文化財の周知・啓発事業を推進します。

●スポーツ・レクリエーションの振興

- ・ スポーツ・レクリエーションの活動拠点として、既存施設の維持管理を行うとともに、有効利用を推進します。
- ・ 新たな社会体育施設の整備を含め、既存施設の充実を図り、市民のスポーツ振興を図ります。

◆人権意識の高揚

●人権同和教育・啓発の推進

- ・ 同和問題をはじめ、すべての人権問題について理解と認識を深め、差別意識を解消するため、正しい理解と啓発のための各種事業を実施します。
- ・ 人権同和教育・啓発の拠点として、人権センターの整備を推進します。

●人権同和教育・啓発のための指導者の育成

- ・ 人権同和教育・啓発のための指導者の育成を推進します。

**【主な事業】**

主 要 施 策	主 要 事 業 名
学校教育の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 学校、家庭、地域連携事業</li> <li>・ ジェットプログラム事業</li> <li>・ 心の教室相談員設置事業</li> <li>・ 家庭教育推進事業</li> <li>・ 高等教育機関誘致事業</li> <li>・ 学校教育施設等の整備事業</li> <li>・ 教職員資質向上事業</li> <li>・ 教育内容向上のための学習環境整備事業</li> </ul>
社会教育の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地域の特性を活かした生涯学習（文化、芸術、スポーツ、自然環境等）の推進事業</li> <li>・ 青少年育成市民会議支援事業</li> <li>・ 生涯学習センター（複合）整備事業</li> </ul>
市民文化の振興	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市民文化活動支援事業</li> </ul>
スポーツ・レクリエーションの振興	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 既存施設有効活用事業</li> <li>・ スポーツ施設の整備事業</li> </ul>
人権同和教育・啓発の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 人権同和教育、啓発事業</li> </ul>
人権同和教育・啓発のための指導者の育成	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 人権同和教育、啓発指導者育成事業</li> </ul>

**(3) 住民参加のまちづくり**

**ア 基本方針**

**全ての市民の絆でつくる市民参加のふるさとづくり**

住民アンケート調査結果における住民参加の重点施策は、「住民への情報提供の充実」や「住民からの意見収集の充実」、「住民総参加のまちづくりの推進」の割合が高い結果となっています。

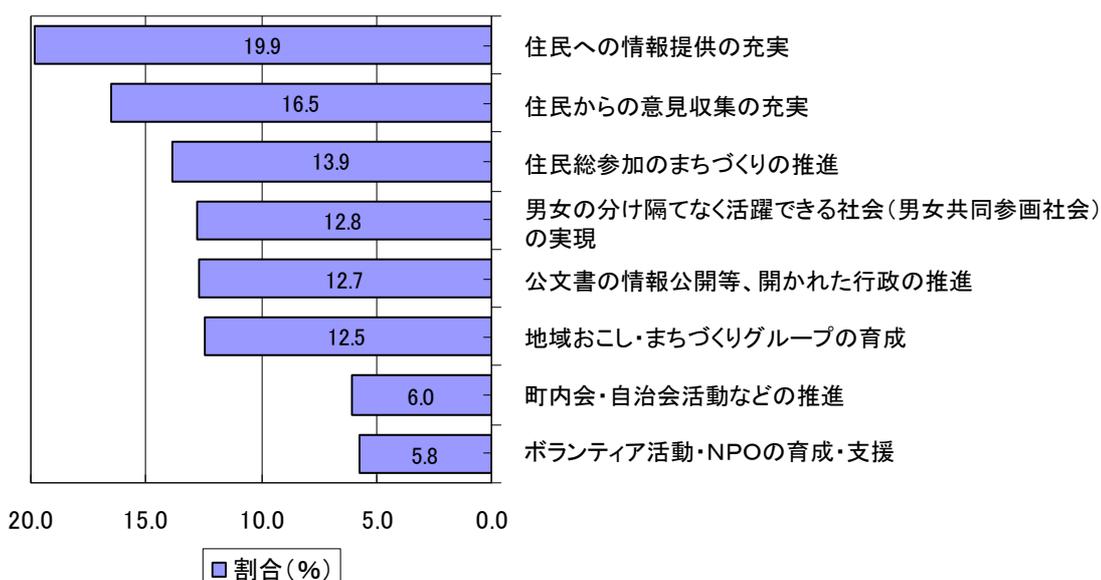
アンケート調査結果からも判断できるように、住民主体のまちづくりが望まれています。

市民が参画しやすいシステムを構築することにより、市民のまちづくりへの参加を推進し、市民と行政の協働（パートナーシップ）によるまちづくりを進めることが重要です。

また、ボランティアや<sup>注)</sup>NPOなどによる、福祉やまちづくりに対する住民活動を育成・支援することにより、その活動を市域全体に展開し、市民で支えあう地域社会を形成します。

さらに、市政に関する情報公開を積極的に推進し、市民に開かれた行政運営を行います。なお、アンケート結果に示された住民意向については、施策に反映することに努めます。

#### 【住民アンケート調査結果（住民参加）】



#### イ 主要施策

##### ◆住民参画の推進

###### ●住民総参加のまちづくりの推進

- ・ 合併後も地域住民の声を反映させ、きめ細かな行政サービスを実現するために、四市町村の区域を単位として、地域審議会を設置します。

###### ●男女共同参画社会の実現

- ・ 男女が性別にとらわれず、あらゆる分野で、その個性と能力を十分に発揮できる社会の実現に向けて、男女共同参画推進のための意識啓発及び推進体制の整備に取り組むとともに、その拠点となる男女共同参画センターの整備や、男女共同参画を総合的、計画的に推進するため男女共同参画計画の策定に取り組めます。

注) NPO：行政・企業から独立し、地域振興や福祉等のために活動する民間非営利団体のこと。

◆ボランティアなど住民活動の育成・支援

●コミュニティ活動の推進

- ・ 市民で構成する市民主体のまちづくり活動組織に対する支援等を行い、市民の主体的なまちづくり活動を推進します。

●ボランティア・NPO（ボランティア団体、NPO法人等）の育成・支援

- ・ 住民と行政の協働によるまちづくり、住民の市政への参画を推進するために、ボランティアやNPOへの支援を行うとともに、これからNPO法人になろうという任意団体の法人化への支援を行います。
- ・ NPO法人に公共サービスに参入する機会を提供し事業委託を行うことにより、行政では対応できない多種多様な住民ニーズに対応できる地域社会の構築を図ります。

◆情報公開の推進

●情報公開制度の充実

- ・ 情報公開制度を充実させ、開かれた行政を推進します。

●広報活動の充実

- ・ 広報紙により、市の事業や政策、活動内容について、市民や関係者に解りやすく情報の提供を行います。

●情報提供・広聴活動の充実

- ・ 住民サービスの向上を図るため、ホームページの作成・更新等を行います。

[主な事業]

主要施策	主要事業名
住民総参加のまちづくりの推進	・ 地域審議会設置事業
男女共同参画社会の実現	・ 男女共同参画推進のための意識啓発事業
コミュニティ活動の推進	・ わがまちづくり支援事業
ボランティア・NPOの育成・支援	・ NPO支援事業 ・ 公共サービスに参入する機会を提供し事業委託
情報公開制度の充実	・ 情報公開推進事業
広報活動の充実	・ 市広報事業
情報提供・広聴活動の充実	・ ホームページ関連事業 ・ イメージキャラクターによる新市の啓発事業 ・ 情報提供推進事業

## (4) 生活環境の整備

## ア 基本方針

## 快適で安心できる住みよいふるさとづくり

新市の発展には、そこで暮らす市民の生活基盤を整えることが重要です。そのため、生活道路や上下水道等の市民の生活基盤の整備を推進し、快適な住環境を創出することにより、市民にとって魅力ある居住環境を形成します。

今後、生活環境面においてもこれまでのバリアフリー施策に加え、すべての人にやさしい<sup>注)</sup>ユニバーサルデザインなどを考慮した施策が必要です。

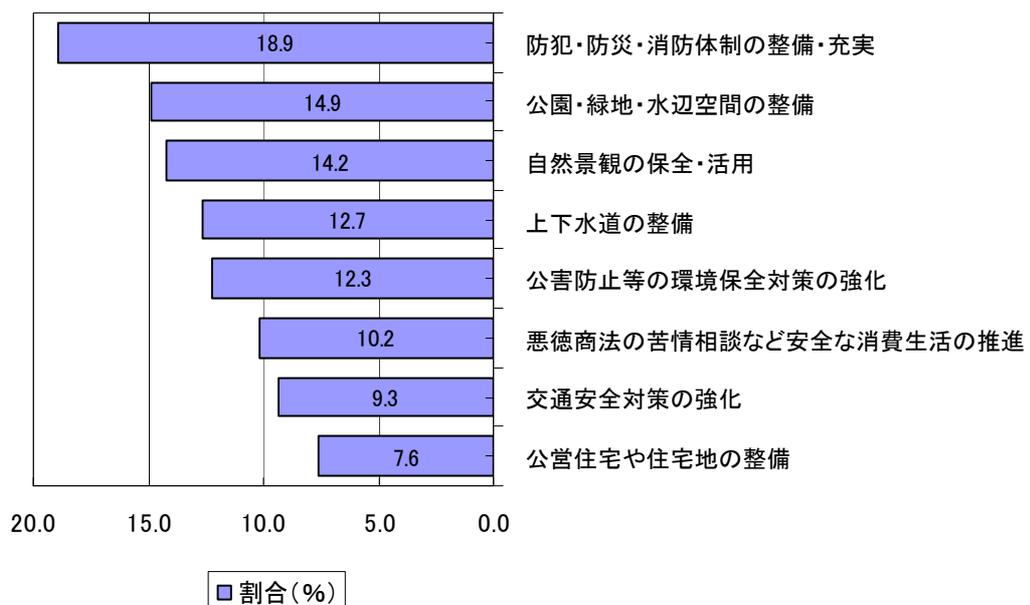
また、防犯対策の充実、防災・消防体制や交通安全対策を強化することにより、全ての市民が安全で安心して暮らせるまちづくりを推進します。

さらに、美しい自然景観を有する新市においては、自然環境に配慮した生活基盤の整備を推進することにより、美しい景観形成に努めます。

なお、住民アンケート調査結果における生活環境の重点施策は、「防犯・防災・消防体制の整備・充実」や「公園・緑地・水辺空間の整備」、「自然景観の保全・活用」の割合が高い結果となっています。

施策の展開の実施においては、このような住民意向を反映することに努めます。

## 【住民アンケート調査結果（生活環境）】



注) ユニバーサルデザイン：年齢、性別、国籍（言語）や障害の有無等に関係なく、最初から誰もが利用できるような製品、建物や環境のデザインを行うこと。また、今日では、情報、サービスやコミュニケーションも含む「すべての人が生活しやすい社会」を作るといった、より広い概念として使われている。

## イ 主要施策

### ◆快適な住環境の確保

#### ●住宅・住環境の整備

- ・ 新たな公営住宅団地等を整備するとともに、老朽化した既存の公営住宅等の建て替えや改修、公共下水道への接続により住環境の整備を推進します。

#### ●公園・緑地の整備

- ・ 都市公園については、施設の集約化と多目的公園としての機能充実を図るとともに、周辺緑地との修景形成を図ります。
- ・ 菊池川水系については、ふるさとの川モデル事業を推進し、自然景観と調和し、親水性に富んだ魅力ある水辺空間を創出します。
- ・ 河川の高水敷にひまわり・コスモス・菜の花等を植えるとともに、ホタルが生息できるような河川の環境美化を推進します。
- ・ 住民のいこいの場及び子ども達が手軽に遊べる場として、公園・緑地の整備を推進します。

#### ●環境衛生対策の推進

- ・ 現代の産業構造やライフスタイルの多様化に伴い、ごみの排出量も年々増加傾向にあり、より衛生的、効率的かつ長期的に安定した処理体制を確立するために一般廃棄物の最終処分場を新たに建設します。
- ・ 地球環境にやさしい循環型社会の構築のため、家庭から出された不燃ごみ及び廃プラスチックごみのリサイクル及び埋め立てごみの減量化を目的にリサイクルプラザを建設します。
- ・ 地球環境にやさしい循環型社会の構築に向けて、社会全体でごみの分別収集及びリサイクルの推進を図り、ごみの減量化を図ります。
- ・ 産業廃棄物等は、今後も排出事業者が責任を持って処理するよう強く指導します。また、農業用廃ビニールや粗大ごみなどの河川や空き地への不法投棄は、監視を強化し防止していきます。
- ・ 環境の時代にふさわしい新エネルギー資源としてのバイオマス活用について検討します。
- ・ 市民の生活環境の向上や、感染症の発生予防のための消毒機械の貸し出しや、薬剤の支給を行います。

#### ●上下水道の整備

- ・ 水道未普及地域に対して、安全な水道水の供給を図るため、上水道事業を推進します。

- ・ 給水区域内に飲料水を安定供給するための整備を推進します。
- ・ 既存上水道施設の拡張整備や老朽化が著しい施設の整備を推進します。
- ・ 公共用水域の水質汚濁防止及び生活環境の改善等を目的とした公共下水道事業や農業集落排水事業を推進します。
- ・ 公共下水道事業や農業集落排水事業等が不向きな地域では、浄化槽市町村整備推進事業、浄化槽設置整備事業及び小規模集合排水処理整備事業を推進します。

#### ◆安心して暮らせるまちづくり

##### ●交通安全対策の推進

- ・ 交通安全対策を推進するために組織体制を強化し、関係機関・団体と連携しながら、交通安全意識の高揚に努めるとともに、交通安全施設を整備し、総合的な交通安全対策を推進します。

##### ●防犯体制の整備・充実

- ・ 高齢者世帯の増加等に対応し、地域のコミュニティ組織を活用した防犯体制の組織づくりを推進します。
- ・ 地域住民が安全で安心して暮らしていける環境づくりに向け、防犯意識の高揚と防犯設備等の整備を推進します。

##### ●安全な消費生活の推進

- ・ 安全な消費生活の確立を目的として、消費に関する住民の苦情相談等に迅速かつ的確な対応が可能となる相談窓口体制等を整備します。

##### ●公害の防止

- ・ 大気汚染、悪臭、騒音、水質汚濁、振動等の公害の未然防止のため関係機関との連携を保ちながら監視調査体制の強化に努めるとともに、大規模開発事業や企業進出については、事前の調査に努め、公害防止施設の設置や指導を強化します。

##### ●防災・消防体制の整備・充実

- ・ 災害に強い安全なまちづくりを推進するため、各地域との整合性を図りながら、火災時の初期消火のために防火水槽や小型動力ポンプ、積載車等の整備を推進します。
- ・ 消防団活動の活性化を図り、消防力の強化と地域の防火意識の高揚を図ります。
- ・ 市民の災害に対する認識を高めるため、関係機関との連携を図りながら、災害危険個所の周知、避難経路の確保などの広報に努め、災害時の被害軽減を図ります。
- ・ 地域住民との連携による自主防災組織を中心とした防災・防犯組織の構築や活動に対する支援、市民を巻き込んだ「大規模な訓練」により、災害に備えた防災体制の確立を図ると

ともに、市民の災害に対する不安を軽減します。

- ・ 災害時の情報ネットワークを構築するため、防災無線の統合整備を推進します。

◆美しい景観づくり

●美しい田園都市の形成

- ・ 本市の美しい田園景観を構成している里地・里山を保全するとともに、田園景観に配慮した建物の景観保全及び整備を促進します。
- ・ 本市の農村環境を生かし、伝統的農業施設や美しい農村田園環境の保全・復元に配慮した整備を行い、都市と農村の共生と地域の活性化を図ります。
- ・ 市民の環境に対する意識の向上を図るために、自然体験学習等による環境教育を推進するとともに、自分たちのまちは自分たちの手で美しくする市民総参加のクリーン作戦を積極的に展開するなど、市民の環境保全に対する取り組みを積極的に支援します。

●自然景観の保全

- ・ 本市の美しく豊かな河川や山林等を保全するため、市、市民、及び事業者が一体となった、河川及び緑化環境の保全・推進を図ります。

[主な事業]

主要施策	主要事業名
住宅・住環境の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 公営住宅等整備事業</li> <li>・ 国道周辺住環境整備事業</li> </ul>
公園・緑地の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 公園緑地整備事業</li> <li>・ 水辺公園整備事業</li> <li>・ 堤防等周辺美化事業</li> <li>・ 都市公園整備事業</li> </ul>
環境衛生対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ごみ処理対策事業</li> <li>・ 一般廃棄物最終処分場建設事業</li> <li>・ リサイクルプラザ建設事業</li> <li>・ 埋立地監視業務委託事業</li> <li>・ 分別収集事業</li> <li>・ 防疫事業</li> </ul>
上下水道の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 上水道整備事業</li> <li>・ 簡易水道整備事業</li> <li>・ 上水道安定供給整備事業</li> <li>・ 既存上水道施設整備事業</li> </ul>

主要施策	主要事業名
上下水道の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>公共下水道事業</li> <li>農業集落排水事業</li> <li>浄化槽市町村整備推進事業</li> <li>小規模集合排水処理整備事業</li> <li>浄化槽設置整備事業</li> <li>上下水道電算管理推進事業</li> </ul>
交通安全対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>交通安全啓発推進事業</li> <li>交通安全施設整備事業</li> </ul>
防犯体制の整備・充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域コミュニティ防犯推進事業</li> <li>防犯設備等整備事業</li> </ul>
安全な消費生活の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>消費者相談窓口の設置</li> </ul>
公害の防止	<ul style="list-style-type: none"> <li>不法投棄の防止及び監視パトロールの強化</li> <li>クリーン自動車購入事業</li> </ul>
防災・消防体制の整備・充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>消防施設整備事業</li> <li>消防団維持管理事業</li> <li>総合防災訓練事業</li> <li>防災無線整備事業（防災無線の統合）</li> <li>急傾斜地崩壊対策事業</li> </ul>
美しい田園都市の形成	<ul style="list-style-type: none"> <li>田園景観保全整備事業</li> <li>環境美化推進事業</li> <li>田園自然環境保全整備事業</li> </ul>
自然景観の保全	<ul style="list-style-type: none"> <li>自然景観保全事業</li> </ul>

## (5) 健康・医療と福祉の充実

### ア 基本方針

#### 市民でささえる健康と福祉のふるさとづくり

近年、少子高齢化の進展や多種多様化する住民ニーズに対応した福祉サービスが必要であり、新市において地域福祉計画を策定し、福祉行政を市民とともに推進することにより、全ての市民が「安心して生活」できるまちづくりを展開します。

また、高齢化社会においては、日頃からの健康管理や医療体制の確立が重要であり、地域コミュニティと医療機関の連携を図るとともに、地域が支える健康・医療のまちづくりを推進します。

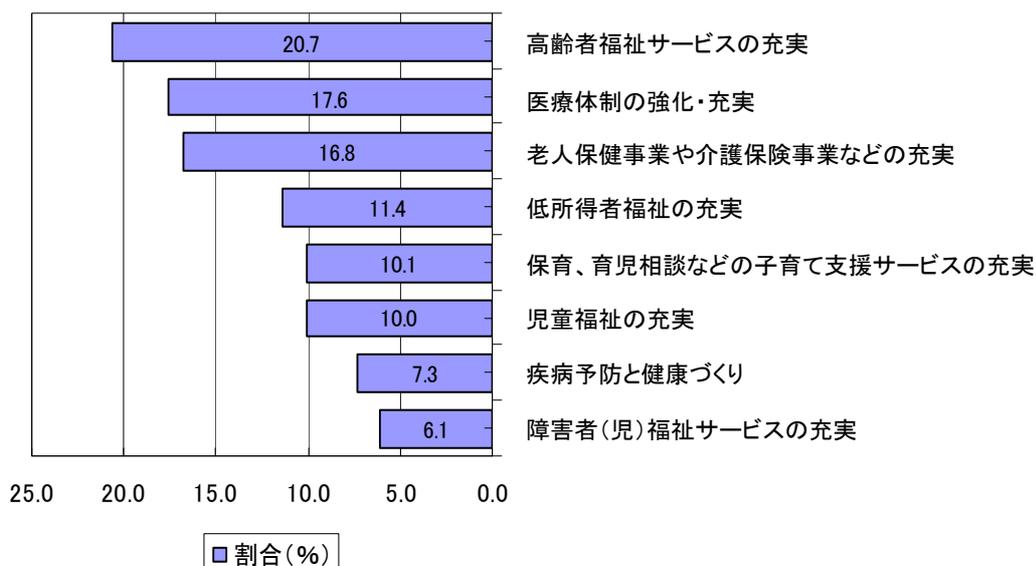
さらに、保健福祉制度の充実を図り、高齢者や介護を必要とする人たちなどが、安

心して日常生活を過ごせるまちづくりを推進します。

なお、住民アンケート調査結果における健康・医療・福祉の重点施策は、「高齢者福祉サービスの充実」や「医療体制の強化・充実」、「老人保健事業や介護保険事業等の充実」の割合が高い結果となっています。

施策の展開の実施においては、このような住民意向を反映することに努めます。

【住民アンケート調査結果（健康・医療・福祉）】



イ 主要施策

◆住民すべての福祉の充実

●児童福祉の充実

- ・ 保育サービスにおいては、家庭等における保育ニーズの多様化に対応した、延長保育、障害児保育などの特別保育事業等の充実を図ります。
- ・ 不登校やいじめ、児童虐待や家庭内暴力等から子どもを守り、全ての子どもたちが健やかに育つように相談体制の充実を図ります。

●子育て支援の充実

- ・ 放課後児童クラブなど、地域で支える子育て支援を推進します。
- ・ 育児不安等についての相談指導や子育てサークルなどへの支援、地域の保育施設等の子育て全般に関する情報提供を行います。
- ・ 地域における子育て支援、親子の健康の確保、次世代育成支援計画の策定と推進を図ります。
- ・ 仕事と子育ての両立、家庭での育児負担の軽減を図るためファミリーサポートセンターの設置を推進します。

**●母子・父子福祉の充実**

- ・ 母子・父子家庭等の生活実態に対応した経済的、精神的負担の軽減に資するため相談活動の充実を図り、安心して生活できるよう自立支援に努めます。

**●障害者(児)福祉の充実**

- ・ <sup>注)</sup> ノーマライゼーションを理念として、社会の中で安心して生活を送ることができるよう、障害者のニーズに応じた地域生活支援福祉サービスの充実を図ります。
- ・ 地域で暮らす障害者が様々なサービスを有効かつ総合的に活用できるための相談支援体制づくりを推進します。
- ・ 地域療育に携わる様々な関係者とともに療育の場における相談体制を確保することにより、障害児及びその家族が安心して療育に関わる環境づくりを支援します。

**●高齢者保健福祉の充実**

- ・ 高齢者世帯等を対象に家事援助やユニバーサルデザインに配慮した住宅整備の支援を行うことにより在宅生活での負担軽減を図ります。また、デイサービスセンターへの通所等により、介護予防事業に努めます。
- ・ 高齢者の生きがいと健康づくりを推進するために、高齢者の活動拠点の充実を図るとともに、シルバー人材センターや老人クラブへの活動支援を推進します。

**●低所得者福祉の充実**

- ・ 生活保護法に基づき、生活状況を的確に把握するとともに、自立の指導、助言に努めます。
- ・ 社会的弱者等への相談・指導・援護体制の充実を図ります。

**●地域福祉の充実**

- ・ NPO等による在宅福祉サービスを推進します。
- ・ “全ての人々が安心して、住み慣れた地域で暮らすことができるように、ともに支え合う福祉のまちづくり”を目指します。また、その基本となる地域福祉計画の策定を行います。

**◆健康づくりと医療の充実****●疾病予防と健康づくり**

- ・ 住民の健康で明るい健康づくりの拠点として、保健福祉センターの建設を促進し組織体制の充実を図ります。

注) 高齢者も若者も障害者もそうでない人も家庭や地域で通常の生活を送るため、ともに暮らし、ともに生きぬくような社会こそノーマルであるという考え方。

- ・ 生活習慣病における「一次予防」を重視し、一人ひとりが主体的に生活習慣改善に取り組むような活動を積極的に進めます。
- ・ 生活習慣病の予防や早期発見・早期治療に向けて、関係医療機関等との連携を強化し、健康診断・がん検診などの取組みや検診後の健康教育、健康相談、家庭訪問や地域の組織活動の支援等についても強化を図ります。
- ・ 母子保健の充実のため健康教育、健康相談、訪問指導、専門医療機関との連絡や情報提供等の支援を行い、安心・安全に妊娠・出産できる体制を作ります。
- ・ 乳幼児期からの基本的な生活習慣の確立を図るため、検診や訪問指導等連携強化を行い、心身ともに健やかな子どもが育つ体制を作ります。
- ・ 乳幼児の疾病の早期治療を促し、健康保持及び健全な育成と子育て支援を図るため乳幼児医療費の助成を行います。

●医療体制の強化・充実

- ・ 地域住民の救急医療体制を確保します。
- ・ 休日及び夜間の地域住民の救急医療体制を確保するため、医療機関・保健・消防相互の連携を深め、在宅当番・救急医療の情報提供や、病院群輪番制病院の体制確保等地域医療サービスの充実を推進します。

◆保健福祉制度の充実

●国民健康保険事業の充実

- ・ 健全な国民健康保険事業運営をするために、医療費の適正化に努めながら、経費削減のための事務処理の合理化、効率化を図り、適正賦課及び収納率向上に努めます。
- ・ 地域住民の健康保持・増進を図るため、国保保健事業を推進します。

●介護保険事業の充実

- ・ 介護保険事業計画に基づき、保険給付の円滑な実施を推進します。
- ・ ニーズの収集やケアプランのチェックにより介護保険事業のサービスの質の向上を図ります。
- ・ ケア会議を充実し関係機関やサービス事業との連携を図ります。

## [主な事業]

主 要 施 策	主 要 事 業 名
児童福祉の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 家庭児童相談</li> <li>・ 保育サービスの充実</li> </ul>
子育て支援の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 特別保育事業や放課後児童クラブの推進</li> <li>・ 地域子育て支援事業</li> <li>・ 次世代育成支援計画の策定</li> <li>・ ファミリーサポートセンター事業</li> </ul>
母子・父子福祉の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 母子生活自立支援事業</li> <li>・ 母子父子家庭等医療費助成事業</li> </ul>
障害者(児)福祉の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 在宅支援体制の充実</li> <li>・ 施設サービスの充実</li> <li>・ 地域療育ネットワークの推進</li> </ul>
高齢者保健福祉の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 介護予防のための支援</li> <li>・ 生きがいと健康づくりの推進</li> <li>・ シルバー人材活用事業</li> <li>・ 老人福祉施設整備事業</li> <li>・ 高齢者保健福祉計画の策定</li> </ul>
低所得者福祉の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 生活保護の自立指導、助言の充実</li> <li>・ 社会的弱者等への相談、援護体制の充実</li> </ul>
地域福祉の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 福祉サービス応援特区</li> <li>・ 地域福祉計画の策定</li> </ul>
疾病予防と健康づくり	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 保健福祉センター建設事業</li> <li>・ 妊婦乳幼児健診委託事業</li> <li>・ 予防接種及び結核予防事業</li> <li>・ 母子保健事業</li> <li>・ 歯科保健事業</li> <li>・ 菊池養生園保健組合負担金</li> </ul>
医療体制の強化・充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 在宅当番、救急医療情報提供事業</li> <li>・ 病院群輪番制病院の体制確保事業</li> </ul>
国民健康保険事業の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 国保保健事業</li> </ul>
介護保険事業の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 介護保険事業計画の策定</li> <li>・ サービスの質の向上</li> <li>・ 関係機関、サービス事業との連携</li> </ul>

(6) 産業の振興

ア 基本方針

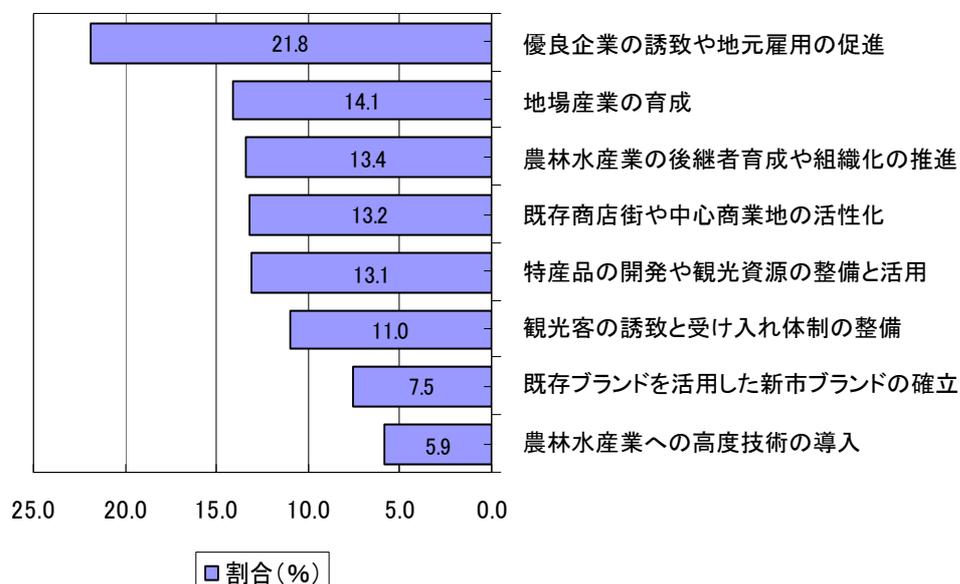
産業を基盤とした魅力あるふるさとづくり

四市町村の産業は農林水産業を基幹産業として発展してきましたが、新市の産業の更なる発展には、農林水産業における、安全・安心・高品質の農林水産物づくりが必要であり、そのため、生産基盤の整備を推進するとともに、地域の特性を活かし、環境保全に留意した魅力ある農林水産業の振興を図ります。

また、少子高齢化社会において若者の定住を促進するため、雇用機会を創出する必要があり、既存商店街の活性化や地場産業の育成を図るとともに、優良企業の誘致に努め、商工業の振興を推進します。

さらに、観光産業については、地域に点在する観光資源の整備を推進するとともに、新たな、観光資源の発掘や開発を行うなど、様々な資源を活かした観光の振興を図ります。

【住民アンケート調査結果（産業の振興）】



なお、住民アンケート調査結果における産業の振興の重点施策は、「優良企業の誘致や地元雇用の促進」や「地場産業の育成」、「農林水産業の後継者育成や組織化の推進」の割合が高い結果となっています。

施策の展開の実施においては、このような住民意向を反映することに努めます。

## イ 主要施策

### ◆特性を活かした魅力ある農林水産業の振興

#### ●新市ブランドの確立

- ・地域内で生産される農畜産物の加工を行い、高付加価値化を推進し新たな特産品の開発に努めます。
- ・多様な消費者ニーズに対応した安全・安心・高品質な農林水産物の生産を推進し、生産者・消費者の信頼関係を構築します。
- ・高齢者が長年培ってきた技術を活用した農産物の生産や加工品の開発によるブランド化を推進します。
- ・新たな販路の拡大を図るためのイベントを開催し、地域内の農林水産物のブランド化を推進します。
- ・福岡都市圏に、直接特産品を売り込むことにより、効率的な流通システムの確立及び消費者との交流機会の拡大を図ることのできるアンテナショップの開設を推進します。

#### ●循環型農業の推進

- ・畜産農家より生産された堆肥を、耕種農家が利用しやすい製品に高次処理出来る施設を整備し、JA・振興局等と連携し管内外流通を促進するとともに、生産だけでなく、堆肥散布作業受委託等まで含めたシステムの確立を図ります。また、畜産農家が耕作する農地への堆肥の適正散布による粗飼料の品質向上を推進し、作付面積の拡大による自給率の向上を図り、環境に配慮した循環型農業を推進します。

#### ●多様な担い手の育成

- ・新規就農者（新規学卒者・離職就農者・新規参入者）の育成については、農林業の人材確保を図るため、地域における新規就農者を確実に把握し、関係機関との連携による就農促進を行います。また、農業法人への就農や独立のための技術習得支援、さらに、経営開始時の支援等、受け入れ体制の整備を図り、UIJ ターン者等、農業以外からの新規就農者を含めた幅広い人材の確保と育成を推進します。
- ・青年農業者クラブ・林研クラブの育成については、やる気のある農林業の担い手で、地域の中で活動する青年農業者クラブや林業研究グループ組織の活動を支援し、経営感覚に優れた人材の育成を推進します。
- ・認定農業者等の育成については、兼業化、高齢化が進んだ地域や稲作等の土地利用型農業においては、農地の賃借や売買による担い手への農地集積に取り組むとともに、集落を単位に機械の共同利用等を行う集落営農や数集落にまたがる広域生産組織、機械利用組合による作業受委託組織等、認定農業者を中心とした地域の実状に即した多様な生産組織の育成及び、作目類型ごとに経営基盤の充実を図る認定農業者の育成を推進します。
- ・女性農業者の育成・参画の推進については、農業経営における女性の役割を明らかにし、

家族経営協定による経営参加を促進するとともに、経営管理技術習得等の研修の充実や農協理事、農業委員等、地域活動への参画を推進します。

●組織化の推進

- ・ 農林業や畜産業の生産基盤の保全・整備を推進します。
- ・ 農林業や畜産業の組織化や法人化に向け、生産組織の育成を推進します。

●高度技術の導入

- ・ 農業の継続的発展、農家の労力軽減を図るために、先進技術を導入した農業経営を普及するための、実証圃を設置します。

◆活力ある商工業の振興

●商業地の活性化

- ・ イベントや祭りを通して、地域住民と既存商店街の交流を深め、既存商店街の活性化を促進します。
- ・ 既存商店街の空き店舗対策や後継者対策等を推進します。
- ・ 「まちづくり交付金」と連携し、人が住み、育ち、学び、働き、交流する場として商店街の活性化を図ります。
- ・ 新市の商業地は菊池市と泗水町に商業地が形成されているが、その他の地域についても、市民の利便性に配慮し、市街地活性化事業に取り組み、身近な商業地の形成に努めます。

●地場産業の育成

- ・ 地場産業や既存誘致企業の振興を図ります。

●工業用地の確保

- ・ 既存工業用地の整備充実を進めるとともに、需要に応じた工業用地や周辺環境の整備を推進します。

●優良企業の誘致

- ・ 経済交流会等で本市及び工業用地のPRを行い、優良企業の誘致を推進します。

●地元雇用の促進

- ・ 若者の定住を促進するため、地場産業や誘致企業の地元雇用の促進を推進します。

**◆様々な資源を活かした観光の振興****●観光資源の整備と活用**

- ・観光に対するニーズが多様化する中で、自然を対象とした「いやしと安らぎ」が求められており、菊池渓谷や温泉施設など本地域の自然を活かした観光施設の連携と整備充実を図り、各種イベント等を開催しながら集客に努めます。
- ・道の駅や物産館などの観光施設については、地域の特性を活かした運営に努めるとともに、各物産館の連携を深め、各施設の整備充実を図ります。また、新市の特産品販売・開発に努めるとともに情報発信拠点、消費者との交流の場として、より一層の活用を図ります。
- ・第三セクターで運営する各施設については、地域の活性化・観光拠点としての施設の整備充実を図り、各種イベントを開催し集客に努めます。また、市民の憩いの場として積極的に活用します。

**●国際観光、交流の推進**

- ・外国人観光客の誘客については、「韓国人ノービザの提唱」を継続するとともに、国県と連携したビジット・ジャパン・キャンペーン（VJC）等に取り組み、積極的に本地域をアピールし誘客に努めます。また、宿泊及び観光施設や人的な交流を図るため、受け入れ体制の整備充実にも努めます。

**●観光客の誘致と受け入れ体制の整備**

- ・「行って良かった、また行きたい」と思っただけのような新しい観光地を市民と一緒に目指します。
- ・観光業者や観光関係機関への宣伝誘致に加え、イベントや会議等の本市開催誘致を推進します。
- ・韓国人修学旅行生のビザ免除にともない、韓国人観光マネージャーを雇用し、韓国人誘客事業に取りくみます。
- ・観光客を受け入れるにあたっては、新市の特性を活かし本物・安心・安全・季節感・遊び心・地産地消をキーワードに、来訪者に体感・感動を与えられる観光地を目指します。

**【主な事業】**

主 要 施 策	主 要 事 業 名
新市ブランドの確立	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ アンテナショップの開設事業</li> <li>・ 既存ブランド振興事業</li> <li>・ 特産品開発事業</li> </ul>
循環型農業の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 畜産環境整備事業</li> </ul>
多様な担い手の育成	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 中山間地域等直接支払事業</li> <li>・ 農業後継者育成対策事業</li> </ul>
組織化の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 組織化法人化促進事業</li> <li>・ 農業振興対策支援事業</li> <li>・ 生産基盤整備推進事業</li> <li>・ 農道整備事業</li> <li>・ 林道整備事業</li> </ul>
高度技術の導入	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 経営構造対策事業</li> <li>・ 園芸新産地育成対策事業</li> <li>・ 特用林産整備事業</li> </ul>
商業地の活性化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ イベント祭り商店街活性化事業</li> <li>・ 既存商店街空き店舗対策、後継者対策事業</li> <li>・ 中心市街地活性化事業</li> <li>・ 地域市街地活性化事業</li> </ul>
地場産業の育成	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地場産業や既存誘致企業の振興</li> </ul>
工業用地の確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 工業用地造成事業</li> <li>・ 周辺整備事業（アクセス道路・排水路）</li> </ul>
優良企業の誘致	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 優良企業誘致事業</li> </ul>
地元雇用の促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地元雇用促進事業</li> </ul>
観光資源の整備と活用	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 公的施設整備事業</li> <li>・ イベント誘致事業</li> <li>・ 中山間地域観光拠点整備事業</li> <li>・ 菊池川観光拠点整備事業</li> <li>・ 観光資源整備事業</li> </ul>
国際観光、交流の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 海外観光客誘致事業</li> </ul>
観光客の誘致と受け入れ体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 観光客倍増対策事業</li> <li>・ 観光推進振興事業</li> <li>・ 道の駅関連施設整備事業</li> <li>・ サイン計画推進事業</li> </ul>

## (7) 都市基盤の整備

## ア 基本方針

## 都市基盤ネットワークによる計画的なふるさとづくり

新市の均一なる発展や地域の連携・交流を推進するためには、都市の骨格となる都市基盤の整備が必要不可欠です。

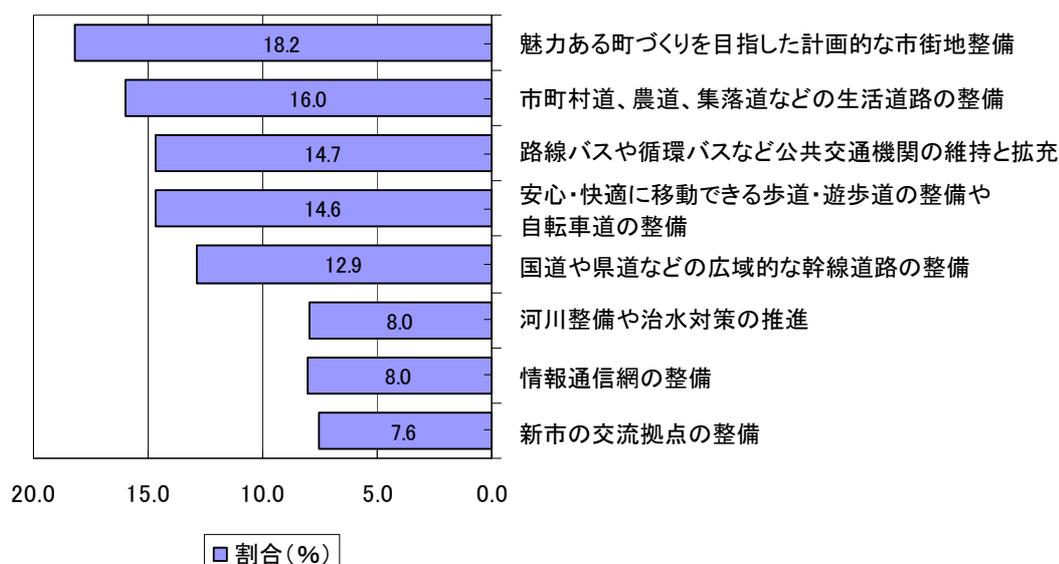
そのため、新市においては、計画的な市街地整備をすすめ、新市の一体感を創出するために必要である交流拠点の形成を図り、魅力的なまちづくりを推進します。

また、道路の整備や公共交通機関の確保を図ることにより、計画的・機能的な交通ネットワークの整備を推進し、地域や広域における交流・連携を促進します。

さらに、情報・通信体系の整備を推進することにより、高度情報化に対応した魅力ある都市を形成します。

なお、住民アンケート調査結果における都市基盤の整備の重点施策は、「魅力あるまちづくりを目指した計画的な市街地整備」や「市町村道、農道、集落道等の生活道路の整備」、「路線バスや循環バスなど公共交通機関の維持と拡充」の割合が高い結果となっています。施策の展開の実施においては、このような住民意向を反映することに努めます。

## 【住民アンケート調査結果（都市基盤の整備）】



## イ 主要施策

### ◆魅力的な市街地と交流拠点の整備

#### ●市街地の魅力ある基盤整備

- ・ 市民の利便性を重視し、行政の中枢を一箇所に集めるため、新庁舎を整備するとともに、アクセス道路等の周辺整備を行ない、新たな行政拠点を形成します。
- ・ 市街地周辺については、まちづくり総合支援事業により、「まちの顔」となる幹線道路や自然的・歴史的資源を有機的にネットワークし、まちの回遊性を高める歩行者の回遊道路、せせらぎ水路等の市街地の基盤整備を進めます。
- ・ 市街地については、豊かな景観、自然、文化的施設さらに既存の各観光施設等を連絡し、公園や河川施設を活用した広域周遊コースを計画検討し、地域住民や訪れた人が安心・快適に散策等を楽しめる歩道・遊歩道の整備や自転車道の整備を推進します。

#### ●交流拠点の整備

- ・ 市民の交流拠点として福祉・健康交流拠点の整備を推進します。
- ・ 身近な交流拠点として地区公民館の整備を促進します。

### ◆計画的・機能的な交通ネットワークの整備

#### ●国道・県道・市道等の整備促進

- ・ 国道 325 号は、県北部経済圏と熊本空港・テクノポリスなどを結ぶ重要な道路であり、4車線化の早期整備を促進します。また、国道 387 号の改良や交通安全対策の事業を促進します。
- ・ 広域的な視点から計画的・機能的な交通ネットワークの強化を図るため、交通円滑化にも配慮して、国道を補完する県道等の整備を促進します。
- ・ 市街地の道路整備については、シンボル道路として整備することで街並みの景観を向上させ、市民の生活利便性の向上と、来街者の導線を確認し、商業地の人の賑わいを取り戻し、観光振興、産業の活性化を促進します。
- ・ 阿蘇・菊池渓谷等の観光地を結ぶ観光ルートや近隣地域との交流・産業ルートなどの確保の為、菊池グリーンロードなどのアクセス道路の整備を推進します。
- ・ 交通安全対策や住民の利便性向上を促進するため、生活道路等の整備や維持管理に努めます。

#### ●公共交通機関の確保・ネットワーク整備

- ・ 公共交通機関の強化策の一つの方策として、現在供用している熊本市～御代志間の鉄道を新市まで延伸することを検討します。
- ・ 市民が利用しやすいコミュニティバスの導入を図るとともに、べんりカーやあいのりタクシーなどの市街地循環バスを検討します。

## ◆情報・通信体系の整備

## ●情報通信網の整備

- ・ 住民に身近なサービスを提供するとともに行政事務の効率化を図るため、新庁舎及び支所等の公共施設間の情報通信網整備を推進します。

## [主な事業]

主要施策	主要事業名
市街地の魅力ある基盤整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 新庁舎の建設及び周辺整備事業</li> <li>・ まちづくり交付金</li> <li>・ ウォーキングトレイル事業</li> </ul>
交流拠点の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 交流拠点整備事業</li> </ul>
国道・県道・市道等の整備促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 国道整備促進事業</li> <li>・ 県道整備促進事業</li> <li>・ 主要幹線道路整備事業</li> <li>・ 観光ルート整備事業</li> <li>・ 地域産業道路整備事業</li> <li>・ 生活道路等整備事業</li> <li>・ 橋梁整備事業</li> </ul>
公共交通機関の確保・ネットワーク整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ コミュニティバス等運行事業</li> </ul>
情報通信網の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 情報通信網整備事業</li> </ul>

## (8) 自然環境の保全と活用

## ア 基本方針

## 自然と人の調和のふるさとづくり

新市は、阿蘇くじゅう国立公園に代表される豊かな自然環境を有しており、今後も、これらを守って行くことが重要です。

そのため、新市においては、貴重な自然環境を保全するとともに、これらや生態系に配慮した整備を推進することにより、自然環境と人が共生できる都市を形成します。

また、豊かな自然景観を有する田畑や森林の保全整備を図るなど、計画的な土地利用計画を推進します。

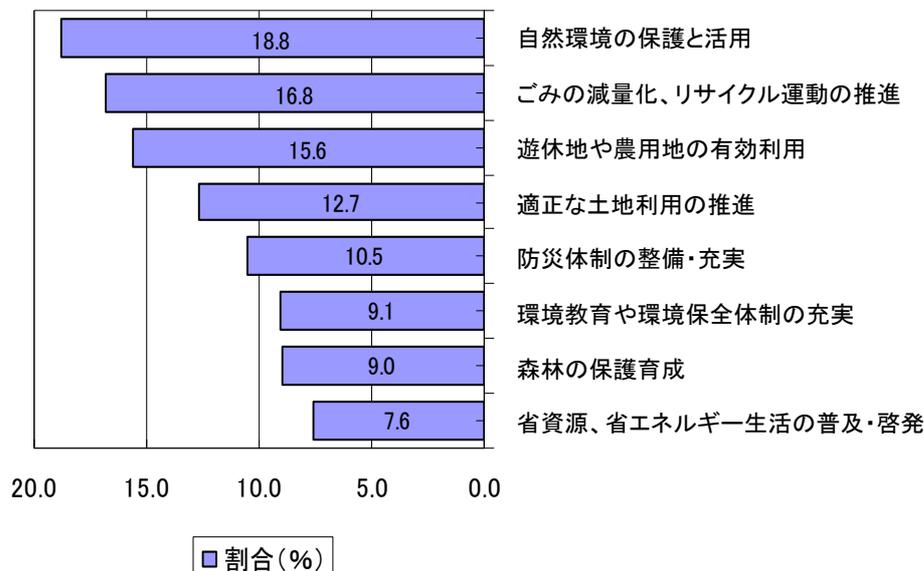
さらに、これらは、地下水かん養等の環境調整機能を有しており、治山・治水対策を推進し、自然災害の防止や森林景観の維持保全に努めます。

なお、住民アンケート調査結果における自然環境の保全活用の重点施策は、「自然環境

の保護と活用」や「ごみの減量化、リサイクル運動の推進」、「遊休地や農用地の有効利用」の割合が高い結果となっています。

施策の展開の実施においては、このような住民意向を反映することに努めます。

【住民アンケート調査結果（自然環境の保全活用）】



イ 主要施策

◆計画的な土地利用の推進

●適正な土地利用の推進

- ・ 新市の土地利用計画を策定し、市街地整備プログラムに沿った整備を図ることにより、適正な土地利用を計画的に推進します。

●遊休地・農用地・森林の有効利用

- ・ 農地の売買・農地のあっせん、交換分合・農地パトロールによる耕作放棄防止及び違反転用防止を推進します。
- ・ 不法伐採や造林放棄を防止し、適正な森林整備による多面的機能を高度に発揮する森林づくりに努めます。

◆自然環境の保全・活用

●自然環境の保護と活用

- ・ ほたるの里としてほたる関係団体の育成、イベントなどを実施し、環境にやさしいイメージ展開を行います。さらにホタル交流館を整備し、環境、省エネの啓発、交流の場として活用します。

●環境保全意識の高揚

- ・ 行政の各施設において、環境マネジメントシステム（ISO14001）を順次取得していくとともに、市民や事業者等に対する環境意識の向上を図るため、学校版 ISO、

家庭版 ISO、事業所版 ISO 等の導入を検討し、地球環境にやさしい循環型社会の構築を促進します。

- ・ 地球環境に関する課題等に対応するため、今後の環境行政の指針であり、総合的、長期的計画として「環境基本計画」を策定します。
- ・ 森林は木材生産のほか、水源涵養、土砂崩壊防止、動植物の保護や育成等の公益的な機能を有しています。この森林を適切に維持管理していくために不可欠な、地域活動を交付金事業により支援し、市民が安心して暮らせる環境づくりを推進します。

◆治山・治水対策の推進

●防災体制の整備・充実

- ・ 民家や道路等の重要施設の上流部を最優先として、急峻な山林や谷にダム、土砂崩壊防止柵等を整備し、生活環境の保全・形成に努めます。
- ・ 保安林制度を活用し、災害に強い森林づくりを推進します。

●森林の保護育成

- ・ 森林施業計画に基づく森林整備を推進し、森林環境の保全と、森林の持つ公益的機能の維持向上を図ります。
- ・ 森林整備の基本指針である新市森林整備計画による、適正な森林の維持管理を図ります。

【主な事業】

主 要 施 策	主 要 事 業 名
適正な土地利用の推進	・ 土地利用計画及び市街地整備プログラムの策定
遊休地・農用地・森林の有効利用	・ 農地流動化推進事業
自然環境の保護と活用	・ ほたる環境整備事業 ・ エコタウン事業（自然との共生） ・ ダム周辺及び下流域整備事業 ・ 自然を生かした公園整備事業 ・ 生態系の保全事業 ・ 河川維持管理事業
環境保全意識の高揚	・ ISO14001 推進事業 ・ 森林整備地域活動支援交付金事業 ・ 環境基本計画策定
防災体制の整備・充実	・ 治山治水事業
森林の保護育成	・ 新市森林整備事業 ・ 新市森林施業計画策定

## (9) 行財政の効率化

### ア 基本方針

#### 効率的な行政運営による健全なふるさとづくり

長引く景気低迷の影響を受け、国及び県、並びに四市町村の財政状況は極めて厳しい状況にあります。

新市においては、厳しい財政状況を踏まえつつ、地方分権社会や多種多様な住民ニーズに対応した行政サービスを市民に提供することが重要です。

そのため、限られた財源の範囲で最大限の成果を上げるため、効率的な行政運営を推進するとともに、将来の安定した行政サービスの提供を図るため、財政の健全化に努めます。

また、職員の適正配置と人材育成を推進し、高度で専門的な行政サービスを提供します。

### イ 主要施策

#### ◆効率的な行政運営

##### ●機能的な組織づくり

- ・ 国・県からの権限移譲による事務等の拡大に対応し、速やかに事務事業を執行するため、組織づくりに努めます。
- ・ 行政サービスについては、これまでの行政と市民の枠組みにとらわれず、市民との役割分担を推進し、市民参加型の組織化に取り組みます。
- ・ 熊本県と市町村が、電子自治体構築の円滑な推進に向け、電子申請受付システム等、必要なシステムを共同で構築し、住民や事業者がいつでもどこからでも行政サービスを利用できる電子自治体化を推進します。
- ・ 各種行政の基礎であり居住関係を公証する住民基本台帳のネットワークの構築により、住民コードを基に市町村の区域を越えた住民基本台帳に関する事務処理、国、県の機関等に対する本人確認情報の提供により、住民の利便を増進するとともに、行政情報化の社会的基盤として運用します。
- ・ 外国人登録法に基づき外国人登録事務の効率化、窓口サービスの向上を目指し、外国人登録事務処理全体をサポートする電算化を行います。

##### ●行政事務事業の効率化と評価

- ・ 行政評価制度を構築することにより、行政の説明責任を果たすとともに、効率的・効果的な事業の実施、職員の意識改革を目指します。また、行政評価制度は、学識経験者・住民代表からなる行政評価審議会を立ち上げ、職員による内部評価にとどまらない外部評価制度を導入します。

- ・ 個人情報保護条例を制定し、住民の個人情報の保護に努めます。また、住民情報、税情報及び財務会計等の行政情報の整備を図ることにより、行政事務の簡素・効率化及び住民サービスの向上を図ります。
- ・ 土地の評価事務を円滑かつ公平に行うため「固定資産評価基準」に基づき、「適正な時価」を具体的に把握し評価を行います。
- ・ 戸籍は住民の身分関係を公証する公簿としての重要性に鑑み、プライバシーの保護を保ちつつ、戸籍電算化により事務処理の迅速化、住民サービスの向上、正確性、安全性により、多様化した住民ニーズに応える効率的構築であり、今後国において予定されている戸籍オンライン・システムの構築により一層の住民サービスを推進します。
- ・ 全国の地方公共団体及び国と接続する総合行政ネットワーク（LGWAN）に対応した文書起案・保管システム・電子決裁システム・文書管理システム・電子入札システム・情報公開支援システムを導入し、情報公開にも迅速に対応するなど市民サービスの向上を目指します。

#### ◆財政健全化

##### ●財源基盤の強化と計画的執行

- ・ 地方税のうち、市県民税及び法人市民税並びに軽自動車税に係る賦課事務を進めるため申告相談や調査及び変更（異動）処理等を行い、事務処理の効率化を図ります。
- ・ 評価替え及び時点修正時の全筆点検等を行うことにより、宅地の標準地や各筆の評価を適正に調整し認定します。
- ・ 地方税法に基づき、固定資産税の賦課事務を進めていくため、土地家屋の調査及び異動について、電算システムを活用し事務処理の効率化を図ります。
- ・ 市税等に対する市民の理解を深めるとともに、口座振替を推進し収納率の向上に努めます。
- ・ 各種税制の改正に伴う電算システムの変更を推進します。
- ・ 公営企業等の経営は、独立採算の原則の基に、収支のバランスと経営の効率化を推進し、健全な運営に努めます。

##### ●行政経費の削減

- ・ 公共施設等の建設、維持管理、運営等を民間の資金、経営能力及び技術能力を活用して行うPFI<sup>注)</sup>事業の調査・研究を行い、行政経費の削減に努めます。
- ・ 市民団体や民間団体等と競合する行政サービスや事務事業については、事業の質を十分に検討した上で外部委託を推進し、行政経費の削減を行います。

注) PFI（プライベート・ファイナンス・イニシアティブ）：民間の資金、経営能力、技術的能力を活用して、公共施設等の建設、維持・管理、運営等を行う事業方式。

◆職員の適正配置と人材育成

●職員の適正配置

- ・ 多様化・高度化する住民ニーズに対応するため、定員適正化計画を策定・公表し、計画的に実施するとともに、知識や技術等職員の能力及び行政需要に応じた職員の配置に努めます。

●職員の資質向上

- ・ 職員の能力が十分に発揮できる組織機構及び人事配置に努めるとともに、人事評価制度の導入検討により、職員の意識の高揚を図ります。
- ・ 自治大学校、市町村アカデミー、日本経営協会等での研修実施により、自治体職員としてのより高度な知識と、高い政策形成・遂行能力を持つ職員を育成します。
- ・ 計画的な人材育成を行うための「人材育成基本方針」を策定します。

[主な事業]

主要施策	主要事業名
機能的な組織づくり	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 熊本県、市町村電子自治体共同運営事業</li> <li>・ 地理情報システム整備事業</li> <li>・ 住民基本台帳ネットワーク事業</li> <li>・ 外国人登録システム事業</li> </ul>
行政事務事業の効率化と評価	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 行政評価システム活用事業</li> <li>・ 電算システム運用管理事業</li> <li>・ 個人情報保護条例の制定</li> <li>・ 固定資産課税土地評価業務委託事業</li> <li>・ 固定資産税電算委託事業</li> <li>・ 総合文書管理事業</li> <li>・ 戸籍電算化事業</li> <li>・ 市民法律相談事業</li> </ul>
財源基盤の強化と計画的執行	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市民税申告支援システム事業</li> <li>・ 収納適正化推進事業</li> <li>・ 市民税システム変更事業</li> <li>・ 公営企業等健全化促進事業</li> </ul>
行政経費の削減	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ P F I 推進事業</li> <li>・ 市民サービス外部委託推進事業</li> </ul>
職員の適正配置	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 職員適正配置事業（定員適正化計画の実施）</li> </ul>
職員の資質向上	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 人事評価制度導入事業</li> <li>・ 職員の資質向上事業</li> <li>・ 人材育成基本方針策定</li> </ul>